

令和3年9月27日招集

第9回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第9回狭山市農業委員会総会

令和3年9月27日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出、その他届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時20分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番 横田泰宏
7番 小口英吉	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番 平本洋章	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

事務局 定刻となりましたので、これより第9回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料4 農地あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第9回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号13番 渡邊委員と14番 増田茂委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

まず、農地利用の最適化に係る活動について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴い農地利用最適化推進委員の出席を求めないということで、農業委員だけの招集となっております。

活動の状況につきましては、推進委員から活動記録簿の提出を受けていますので、報告いたします。

まず、入間川地区の甲田推進委員につきましては、9月の活動記録として全筆調査による農地パトロール、5条許可申請の現地確認を行い、今後の展望として、今年は雨天が多かったせいか休耕地に雑草が多く見られましたが、秋に除草をす

る人が多くいると思われるとの報告がありました。入曽地区の清水委員につきましては、全筆調査の現地確認を行ったとの報告がありました。堀兼地区の小澤委員につきましても、全筆調査による農地パトロールを行ったとの報告がありました。柏原地区の齋藤委員につきましては、全筆調査及び柏原西の原地区の見回りを行ったとの報告がありました。奥富地区の片岡委員につきましては、遊休農地の草畑を巡回し、下奥富の畑地にて新品目のネギの栽培を行うための実地指導を行ったとの報告がありました。水富地区の高橋委員につきましては、全筆調査の現地確認を行ったとの報告を受けています。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号1整理番号1について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字堀兼字八軒屋2346番3、地目は畑、地積は1,009㎡です。現在の利用状況は遊休農地、許可後は野菜の作付けが計画されています。譲受人は狭山市堀兼に居住する農業者で、総耕作面積は27,703㎡、すべて畑です。根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員です。よって、本件を『承認』します。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字加佐志字天沼338番8、地目は畑、地積は231㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人、転用目的は駐車場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂
委員

議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮原2286番4、外1筆、地目は畑、地積は合計364㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状遊休農地です。事業計画者は狭山市で建設業の事業を行っている法人です。転用目的は資材置き場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字下窪1662番8、地目は畑、地積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。なお、隣地は、5月25日に招集されました第5回農業委員会総会において、許可相当と判断されました。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順委員 議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字字尻3677番3、外2筆、地目は畑、地積は合計916

m²です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は栗畑です。事業計画者は狭山市で自動車修理の事業を行う法人です。転用目的は自動車修理工場敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号2整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字大河内2367番1、地目は畑、地積は合計935 m²です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は所沢市で社会福祉事業を行っている法人です。転用目的は障害者就労支援施設です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申

請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

事務局

今回の申請は、転用目的が障害者就労支援施設ということで、運営委員会では農業用施設ではないかという意見もありましたが、県に確認したところ、1種の例外規定の中に、土地収用法に該当する事業があり、その中に社会福祉法に該当する社会福祉事業という項目が出てきます。そちらを読んでいきますと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というものがあり、その中の就労移行支援というものが、これに当たります。こちらの法人につきましても定款の中で就労移行支援と就労継続支援を謳っていることから、これに該当するため、県には障害者の就労支援施設ということで進達したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員

議案番号2整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字淵畑827番1、地目は畑、地積は455㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は東京都に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、2件12筆で、合計面積17,216㎡、内訳は、田が6,220㎡、畑が10,996㎡、相続による届出で、整理番号2番の土地について、あっせんの希望があり、資料4農地あっせん台帳に記載されているものとなります。

農地法第5条の規定による届出は、2件2筆で合計面積1,524㎡、すべて畑です。転用目的は、保育所敷地が1件、1,291㎡、住宅敷地が1件、233㎡です。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出が、不老川護岸工事の工事用地として、8件8筆、狭山市発注工事の資材置場として1件1筆ありました。

農業用施設に係る届出が2件、農機具置場1棟、116㎡、農業用倉庫1棟、191.91㎡です。

農地改良等に係る届出が3件5筆ありました。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

委員の皆様からは、何かありますか。

(なし)

無いようですので、これもちまして、令和3年第9回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。

